

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	令和5年12月22日
【中間会計期間】	第65期中（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）
【会社名】	株式会社小倉カンツリー倶楽部
【英訳名】	KOKURA COUNTRY CLUB CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 潤一郎
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉南区西貫二丁目1番1号
【電話番号】	093(471)7611
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 田中 潤一郎
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉南区西貫二丁目1番1号
【電話番号】	093(471)7611
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 田中 潤一郎
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期中	第64期中	第65期中	第63期	第64期
会計期間	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自令和4年 4月1日 至令和4年 9月30日	自令和5年 4月1日 至令和5年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和4年 3月31日	自令和4年 4月1日 至令和5年 3月31日
売上高 (千円)	193,823	212,667	232,922	420,532	444,743
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	6,623	1,607	13,702	2,497	18,569
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 ( ) (千円)	11,528	2,351	9,186	3,157	17,083
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	4,914	4,914	4,914	4,914	4,914
純資産額 (千円)	1,691,292	1,697,311	1,725,932	1,699,663	1,716,746
総資産額 (千円)	1,804,803	1,812,070	1,865,381	1,790,554	1,828,888
1株当たり純資産額 (円)	344,178	345,403	351,227	345,881	349,358
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失 ( ) (円)	2,345	478	1,869	642	3,476
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	93.7	93.6	92.5	94.9	93.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	57,578	55,269	65,474	57,637	81,019
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,232	8,077	42,746	56,381	20,061
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	279,252	319,354	355,848	272,162	333,120
従業員数 (人)	32	35	49	33	35
[外、平均臨時雇用者数]	[28]	[29]	[30]	[35]	[31]

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当する事項はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

令和5年9月30日現在

従業員数(人)	49(30)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

#### (2) 優先的に対処すべき事実上及び財務上の課題

当中間会計期間において、コロナ禍という全世界を席捲する未曾有のウィルスに、ゴルフ場も大きな影響を受けました。大型コンペの相次ぐキャンセルで来場者が半減してしまい、その対策として、個々の会員の小規模コンペの誘致や、更にはコースの充実、キャディの育成及び増員、レストランメニューの見直しに取り組むこととしております。

### 2【事業等のリスク】

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当中間期末現在において当社が判断したものです。

#### (1) プレー料金の改定

ゴルフ場を取り巻く環境の物価高騰により、機械・肥料・光熱費・人件費等が今までの料金での維持が困難と判断し、今年4月に料金を改定しました。来場者数の減少も危惧しましたが、半期を経て殆ど影響はなく推移しています。

#### (2) コロナ禍の影響

3年間の永きに渡った騒動に慣れ疲れ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行が決定されたことにより、普通の風邪のような認識となり、来場者が増加傾向にあります。大口のコンペも復活し、表彰式もゴルフ場内で開催出来るようになりつつあります。

#### (3) 気象変動による来場者の動向

令和に入り著しく高温の季節が続く、プレーヤーのゴルフ意欲を阻害する大きな要因になっています。春と秋はゴルフ場にとって最も好条件の季節ですが、ここ数年は夏と冬しかないと思えるほどの異常気象になっています。高齢者の多い当倶楽部にとって、大変な気候変動と言わざるを得ません。

#### (4) 今後の倶楽部の方向性について

開場62周年を経て今後の倶楽部運営を如何にして望むか難しい節目にきています。現状通りメンバーシップの特性を生かした倶楽部運営か、新たに門戸を一般のお客様に開放した予約の取り方に変更していくのか、大きな岐路に立っています。

ここ数年のうちに決断を迫られる状況になると危惧しています。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 業績等の概要

##### (1) 業績

当中間会計期間の来場者総数は、メンバー6,342名、ビジター7,951名、総数14,293名となり、前年同期と比較すると340名の増加となりました。なお、メンバー・ビジターの割合は、メンバー44%・ビジター56%であります。

営業成績につきましては、来場者の増加により営業収入も増加し、232,922千円（前年同期比9.5%増）となりました。営業費用につきましては、223,024千円（前年同期比2.8%増）となりました。

その結果、経常利益は13,702千円となり、法人税等計上後の中間純利益は9,186千円となりました。

##### (2) キャッシュ・フロー

当中間期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、355,848千円と前年同期末と比べ36,494千円の増加となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### [営業活動によるキャッシュ・フロー]

当中間会計期間において、営業活動による資金の増加は、65,474千円（前年同期比10,205千円増）となりました。これは主にコロナの規制緩和による来場者数の増加によるものです。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当中間会計期間において、投資活動による資金の減少は、42,746千円（前年同期比34,668千円増）となりました。これは主に有形固定資産・無形固定資産の取得によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

該当事項はありません。

## 営業実績

## (1) 収入の部

科目		前中間会計期間 (自令和4年4月1日 至令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自令和5年4月1日 至令和5年9月30日)	前年同期との比較 ( 減 )
		金額又は人員	金額又は人員	金額又は人員
来場者	メンバー(人)	6,496	6,342	154
	ビジター(人)	7,457	7,951	494
入場料金(千円)		113,600	114,962	1,362
ラウンド割増料(千円)		284	168	115
キャディーフィー(千円)		49,892	60,793	10,901
競技参加料(千円)		2,059	2,035	23
貸与品収入(千円)		722	767	44
マンスリーフィー(千円)		27,172	27,608	436
ロッカーフィー(千円)		3,111	3,133	22
予約取消料(千円)		-	-	-
登録手数料(千円)		10,100	17,000	6,900
委託料収入(千円)		5,725	6,453	728
合計(千円)		212,667	232,922	20,254

## (2) 利用諸料金表

料金内訳	内容	前中間会計期間 (自令和4年4月1日 至令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自令和5年4月1日 至令和5年9月30日)
メンバーグリーンフィー		2,000円	909円
ビジターグリーンフィー	平日	2,200円	2,000円
	土曜日	2,200円	2,000円
	日祝日	2,200円	2,000円
カート料	メンバー	3,700円	3,364円
	ビジター平日	7,500円	8,182円
	ビジター土曜・日祝日	12,500円	12,728円
キャディーフィー		3,800円	3,455円
競技参加料	18H競技の場合	1,500円	1,500円
	36H競技の場合	2,000円	2,000円
ロッカー使用料	1人 1台	300円	300円
練習ボール使用料	1箱 25個入	300円	300円
マンスリーフィー	1年 法人・個人	60,000円	60,000円
	1年 ウィークデー	50,000円	50,000円
	1年 準会員	30,000円	30,000円
ロッカーフィー	1年	10,000円	10,000円
予約取消料	1名につき	1,500円	1,500円

## 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析を行っております。

当社は、以下の会計方針が当社の中間財務諸表の作成において使用される当社の重要な見積りと判断に大きな影響を及ぼすものと認識しております。

#### 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（期末自己都合要支給額に基づく簡便法）の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

#### 税効果会計

当社は、繰延税金資産回収可能性を検討した結果、利益規模が相対的に小さく、翌期課税所得の発生が確実に見込まれる状況とはいえないことから、繰延税金資産の回収可能性を合理的に見積ることは困難と判断し、繰延税金資産は計上しておりません。現在、固定負債に計上しております繰延税金負債は、収用等により取得した土地・建物を利益処分方式により圧縮記帳した結果生じた繰延税金負債です。

### (2) 当中間会計期間の経営成績の分析

当社の営業収入につきましては、当中間会計期間の来場者数がメンバー6,342名、ビジター7,951名、総数14,293名となり、前年同期と比較すると340名の増加となりました。なお、メンバー・ビジターの割合は、メンバー44%・ビジター56%となりました。

営業収入は、来場者の増加により、232,922千円（前年同期比9.5%増）となりました。営業費用につきましては、223,024千円（前年同期比2.8%増）となりました。

その結果、経常利益は13,702千円となり、法人税等計上後の中間純利益は9,186千円となりました。

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

数多くあるゴルフ場の中からゴルファーが選ぶ際に考慮するポイントは、先ずコースの戦略性、コース整備の充実、プレー料金、キャディの良し悪し、レストランメニューの充実、最近特に倶楽部ハウスの清潔感が来場者の決定に影響を与えています。

### (4) 経営戦略の現状と見通し

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、徐々に来場者が増えています。特に大口コンペが戻りつつあり、回復の兆しが顕著となっています。当倶楽部において交通の利便性は他倶楽部より特段優位にあり、この利便性を広報していく必要があると見ます。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

財政状態

〔資産の状況〕

当中間期末の資産は、現金及び預金の増加により1,865,381千円（前事業年度末比36,493千円増）となりました。

〔負債の状況〕

当中間期末の負債は、契約負債の増加などにより139,448千円（前事業年度末比27,306千円増）となりました。

〔純資産の状況〕

当中間期末の純資産は、1,725,932千円（前事業年度末比9,186千円増）となりました。

キャッシュ・フロー

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの増加は、コロナの規制緩和による来場者数の増加により、65,474千円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローの減少は、有形固定資産・無形固定資産の取得により42,746千円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローの増加及び減少は、ありませんでした。

その結果、現金及び現金同等物の当中間期末残高は、355,848千円となりました。

資金需要及び財務政策

当社の運転資金需要の主たるものは、販売費及び一般管理費の営業費用であり、投資を目的とした主な資金需要は、設備投資の改修、コース管理の大型機械によるもので、日々の営業により運転資金の安定的確保をめざしています。

資金調達はあくまで自己資金での営業を基本目標としています。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

開場62周年を経て、新型コロナウイルス感染症から脱却し、当倶楽部の戦略性に富んだコース、さらにプレーヤーの認める交通の利便性を見直していく必要があると思われます。メンバーの高齢化に応じたおもてなしの心配りこそ、一歩ずつの発展につながると思われます。



4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000
計	6,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和5年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和5年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,914	4,914	非上場 非登録	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	4,914	4,914	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和5年4月1日 ~ 令和5年9月30日	-	4,914	-	50,000	-	1,080,700

(5) 【大株主の状況】

令和5年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
昭和興産株式会社	北九州市小倉北区豎林町21-5	154	3.13
株式会社泰平住建	北九州市小倉北区井堀1-5-30	56	1.14
TOTO株式会社	北九州市小倉北区中島2-1-1	28	0.57
株式会社山本工作所	北九州市八幡東区枝光1950-10	28	0.57
吉川工業株式会社	北九州市八幡東区尾倉2-1-2	24	0.49
株式会社ケイティエル	北九州市小倉北区浅野2-11-30	24	0.49
西部ガス株式会社	福岡市博多区千代1-17-1	20	0.41
重光工業株式会社	北九州市門司区畑959-10	20	0.41
日鉄エンジニアリング株式会社	東京都品川区大崎1-5-1	16	0.33
大山直也	行橋市	16	0.33
重光基俊	北九州市門司区	16	0.33
計	-	402	8.18

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和5年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,914	4,914	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,914	-	-
総株主の議決権	-	4,914	-

## 【自己株式等】

令和5年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士福地昌能による中間監査を受けております。

### 3．中間連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】  
(1) 【中間財務諸表】  
【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	333,120	355,848
未収料金	17,732	17,071
貯蔵品	4,029	6,362
前払費用	13,740	6,428
未収入金	2,937	1,190
その他	176	58
貸倒引当金	745	739
流動資産合計	370,991	386,220
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	1 259,584	1 251,675
コース勘定	1 317,018	1 317,018
構築物（純額）	1 135,310	1 140,316
機械及び装置（純額）	1 34,373	1 32,721
車両運搬具（純額）	1 1,493	1 13,442
工具、器具及び備品（純額）	1 21,993	1 27,790
土地	656,702	656,702
有形固定資産合計	1,426,476	1,439,668
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	257	257
ソフトウェア	90	8,162
無形固定資産合計	347	8,419
<b>投資その他の資産</b>		
分譲用土地	2 30,979	2 30,979
預託金	93	93
投資その他の資産合計	31,073	31,073
固定資産合計	1,457,897	1,479,161
資産合計	1,828,888	1,865,381

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,480	14,514
未払金	16,680	11,545
未払費用	14,322	17,213
未払法人税等	2,667	4,998
未払事業所税	3,192	1,596
契約負債	13,563	30,336
預り金	9,190	8,933
賞与引当金	6,630	7,920
流動負債合計	69,725	97,057
固定負債		
繰延税金負債	36,523	35,934
退職給付引当金	5,892	6,456
固定負債合計	42,416	42,390
負債合計	112,142	139,448
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	1,080,700	1,080,700
資本剰余金合計	1,080,700	1,080,700
利益剰余金		
その他利益剰余金		
役員退職積立金	19,000	19,000
圧縮記帳積立金	70,741	70,741
別途積立金	50,000	50,000
繰越利益剰余金	446,304	455,491
利益剰余金合計	586,046	595,232
株主資本合計	1,716,746	1,725,932
純資産合計	1,716,746	1,725,932
負債純資産合計	1,828,888	1,865,381



## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業収入	212,667	232,922
営業費用	2 216,944	2 223,024
営業利益又は営業損失( )	4,276	9,897
営業外収益	2,720	3,859
営業外費用	51	55
経常利益又は経常損失( )	1,607	13,702
特別損失		
固定資産除却損	-	106
特別損失合計	-	106
税引前中間純利益又は税引前中間純損失( )	1,607	13,595
法人税、住民税及び事業税	1,333	4,998
法人税等調整額	1 589	1 589
法人税等合計	744	4,409
中間純利益又は中間純損失( )	2,351	9,186

## 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
				役員退職積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	1,080,700	1,080,700	19,000	73,024	50,000	426,938	568,963	1,699,663
当中間期変動額									
中間純損失（ ）							2,351	2,351	2,351
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,351	2,351	2,351
当中間期末残高	50,000	1,080,700	1,080,700	19,000	73,024	50,000	424,587	566,611	1,697,311

	純資産合計
当期首残高	1,699,663
当中間期変動額	
中間純損失（ ）	2,351
当中間期変動額合計	2,351
当中間期末残高	1,697,311

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
				役員退職積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	1,080,700	1,080,700	19,000	70,741	50,000	446,304	586,046	1,716,746
当中間期変動額									
中間純利益							9,186	9,186	9,186
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	9,186	9,186	9,186
当中間期末残高	50,000	1,080,700	1,080,700	19,000	70,741	50,000	455,491	595,232	1,725,932

	純資産合計
当期首残高	1,716,746
当中間期変動額	
中間純利益	9,186
当中間期変動額合計	9,186
当中間期末残高	1,725,932

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自 至	令和4年4月1日 令和4年9月30日)	(自 至	令和5年4月1日 令和5年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税引前中間純利益又は税引前中間純損失( )		1,607		13,595
減価償却費		20,886		21,375
貸倒引当金の増減額( は減少)		104		5
賞与引当金の増減額( は減少)		194		1,290
退職給付引当金の増減額( は減少)		210		563
受取利息		1		1
有形固定資産除売却損益( は益)		-		16
無形固定資産除売却損益( は益)		-		90
売上債権の増減額( は増加)		4,146		2,407
棚卸資産の増減額( は増加)		38		2,333
仕入債務の増減額( は減少)		821		11,034
その他		35,172		20,106
小計		57,935		68,140
利息の受取額		1		1
法人税等の支払額又は還付額( は支払)		2,667		2,667
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>55,269</b>		<b>65,474</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
有形固定資産の取得による支出		8,070		34,137
無形固定資産の取得による支出		-		8,609
投資その他の資産の増減額( は増加)		7		-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>8,077</b>		<b>42,746</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
財務活動によるキャッシュ・フロー		-		-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)		47,191		22,728
現金及び現金同等物の期首残高		272,162		333,120
現金及び現金同等物の中間期末残高		319,354		355,848

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

構築物 5～40年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ゴルフ場運営事業において、会員及び一般来場者にゴルフ場利用の便益を提供し、その都度、各種の利用料収入の収益を認識しております。また、食堂・売店等の各種付帯施設の利用料については、テナント業者から利用量に応じて毎月末に一括して収益を認識しております。

登録手数料は、名義書き換え完了時に収益を認識しております。

会員契約に基づき会員から受け取る年会費は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、報告期間の末日までに経過した月数を、契約期間である会計期間に占める割合に基づいて行っております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
1,587,940千円	1,630,979千円

2 分譲用土地は取得原価及び造成工事費(借入金利息を含む)であり売却土地の原価を控除した残高であります。

3 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、未払金に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 当中間会計期間に係る法人税等調整額は当期において予定している圧縮記帳積立金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
有形固定資産	20,856千円	20,929千円
無形固定資産	30	446

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,914	-	-	4,914
合計	4,914	-	-	4,914
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,914	-	-	4,914
合計	4,914	-	-	4,914
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
現金及び預金勘定	319,354千円	355,848千円
現金及び現金同等物	319,354	355,848

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(令和5年3月31日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」、「未収料金」、「買掛金」及び「未払法人税等」等が、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもののみであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社は、時価で貸借対照表に計上している金融商品がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和5年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」、「未収料金」、「買掛金」及び「未払法人税等」等が、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもののみであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社は、時価で貸借対照表に計上している金融商品がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(令和5年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(令和5年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(令和5年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

当中間会計期間(令和5年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

該当事項はありません。



(持分法損益等)

前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。	当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。	当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(貸貸等不動産関係)

貸貸等不動産の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)		
期首残高	30,979	30,979
期中増減額	-	-
中間期末(期末)残高	30,979	30,979
中間期末(期末)時価	47,091	47,091

(注) 1. 中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、取得原価の金額であります。

2. 中間期末(期末)時価は、直近の売却実績及び今後の売却見込額に基づいて自社で計算した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:千円)

ゴルフ場運営事業	
一時点で移転される財又はサービス	185,495
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	27,172
顧客との契約から生じる収益	212,667

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:千円)

ゴルフ場運営事業	
一時点で移転される財又はサービス	205,313
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	27,608
顧客との契約から生じる収益	232,922

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益及び費用の計上基準」を参照。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:千円)

契約負債(期首残高)	1,001
契約負債(中間期末残高)	29,862

契約負債は、会員から受け取る年会費のうち当中間会計期末日後の期間の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は500千円であります。

当中間会計期間において契約負債が増加した理由は、4月頃に年会費入金が集まる一方、収益認識基準により当中間会計期間後から期末日までに収益に認識される金額が生じるためです。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:千円)

契約負債(期首残高)	13,563
契約負債(中間期末残高)	30,336

契約負債は、会員から受け取る年会費のうち当中間会計期末日後の期間の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,781千円であります。

当中間会計期間において契約負債が増加した理由は、4月頃に年会費入金が集まる一方、収益認識基準により当中間会計期間後から期末日までに収益に認識される金額が生じるためです。

(2)残高履行義務に配分した取引価格

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

契約負債は、履行義務の契約期間が1年以内の契約であるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

契約負債は、履行義務の契約期間が1年以内の契約であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 ( 令和 5 年 3 月 31 日 )	当中間会計期間 ( 令和 5 年 9 月 30 日 )
1 株当たり純資産額	349,358円	351,227円

1 株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失 ( ) 及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 ( 自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日 )	当中間会計期間 ( 自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日 )
1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 ( )	478円	1,869円
( 算定上の基礎 )		
中間純利益又は中間純損失 ( ) ( 千円 )	2,351	9,186
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失 ( ) ( 千円 )	2,351	9,186
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	4,914	4,914
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

( 注 ) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 ( 令和 5 年 3 月 31 日 )	当中間会計期間 ( 令和 5 年 9 月 30 日 )
1 株当たり純資産額	349,358円	351,227円
( 算定上の基礎 )		
純資産の部の合計額 ( 千円 )	1,716,746	1,725,932
純資産の部の合計額から控除する金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る中間期末 ( 期末 ) の純資産額 ( 千円 )	1,716,746	1,725,932
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 ( 期末 ) の普通株式の数 ( 株 )	4,914	4,914

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

( 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第64期）（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）令和5年6月21日福岡財務支局長に提出



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和5年12月21日

株式会社小倉カンツリー倶楽部

取締役会 御中

福地公認会計士事務所

福岡県北九州市

公認会計士 福地 昌能

### 中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小倉カンツリー倶楽部の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小倉カンツリー倶楽部の令和5年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。